

国官運安第156号  
国自安第88号  
国自旅第163号  
国自貨第95号  
平成21年10月16日

各地方運輸局自動車交通部長 殿  
関東・近畿 運輸局自動車監査指導部長 殿  
沖縄総合事務局運輸部長 殿

大臣官房運輸安全監理官

自動車交通局安全政策課長

自動車交通局旅客課長

自動車交通局貨物課長

#### 自動車運送事業者における運輸安全マネジメント等の実施について

運輸事業者について、経営トップから現場まで一丸となった安全管理体制の構築、全社内の安全意識の浸透、安全最優先の風土の定着を図ること等を目的として「運輸安全マネジメント制度」が平成18年10月から導入された。

今般、制度導入後、これまでの運輸安全マネジメント評価の実績等を踏まえ、下記のとおり、運輸安全マネジメントの実施に当たっての新たな取扱いを定め、これに従って制度を運営することとしたので、各地方運輸局（沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）においては、制度運営に遺憾なきを期されるとともに、自動車運送事業者（以下「事業者」という。）への周知徹底を図られたい。

なお、「自動車運送事業者における運輸安全マネジメント等の実施について」（平成18年9月27日付け国自総第321号、国自旅第180号、国自貨第84号）は、廃止する。

なお、本件については、別紙のとおり、関係団体あて通知したので申し添える。

## 記

### I 運輸安全マネジメントの実施

#### 1. 事業者における運輸安全マネジメントの適確な実施について

全ての事業者は、経営トップから現場の運転者に至るまで輸送の安全が最も重要であることを自覚し、運輸安全マネジメントの実施により絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならない。

特に、安全管理規程等義務付け事業者（以下「規程等義務付け事業者」という。）においては、現場の隅々にまで目が行きにくく、経営トップ自らが全ての現場を直接管理できないことがあるため、安全統括管理者を選任し、多数の運行管理者等を統括するとともに、安全管理規程を設定することにより、事業者全体を通して輸送の安全を確保する仕組み等の構築及び改善を行い、運輸安全マネジメントを適確に実施しなければならない。

また、規程等義務付け事業者以外の事業者（以下「規程等義務付け外事業者」という。）についても、道路運送法（昭和26年法律第183号）第22条（輸送の安全性の向上）、第29条の3（情報の公開）等及び貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第15条（輸送の安全性の向上）、第24条の2（情報の公開）等の規定が適用されることに留意しなければならない。

#### 2. 手引の活用について

全ての事業者は、自社の規模に応じて、次のとおり、別添1から別添3までの手引を選択の上、これを積極的に活用し、運輸安全マネジメントを効果的に実施して安全管理体制の構築及び改善を図り、輸送の安全の確保に努めなければならない。

別添1 規程等義務付け事業者

別添2 規程等義務付け外事業者のうち、車両数が概ね100両以上又は営業所が2以上である事業者

別添3 規程等義務付け外事業者のうち、車両数が概ね100両未満かつ営業所が1である事業者

#### 3. 運輸安全マネジメントの評価について

国土交通省（本省及び各地方運輸局）は、自動車運送事業者における運輸安全マネジメントの浸透・定着を図るため、運輸安全マネジメント評価（以下「マネジメント評価」という。）を行い、その実施状況を確認し、必要に応じ、事業者に対し助言等を行う。

## (1) マネジメント評価対象事業者及び評価実施機関

- ① 規程等義務付け事業者については、そのうち規模の大きい40社程度の事業者について、本省大臣官房運輸安全監理官室がマネジメント評価を実施し、必要に応じ地方運輸局も参画する。

その他の規程等義務付け事業者については、地方運輸局がマネジメント評価を実施する。

- ② 規程等義務付け外事業者については、地方運輸局においてマネジメント評価を実施することとし、当面、公共性が高い、又は安全性のレベルが低いと認められる次の事業者から優先的に実施する。

イ 一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する事業用自動車を100両以上保有する一般乗合旅客自動車運送事業者

ロ 専ら都市間の移動を目的として高速道路を使用して運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者（高速バス事業者及び高速ツアーバス事業者）

ハ 第一当事者となる死亡事故を惹起した事業者

ニ 危険物運搬車両による大量漏えい事故を惹起した貨物自動車運送事業者

## (2) 評価実施方法

- ① 規程等義務付け事業者に対する評価は、原則として事業者の本社に立ち入り、経営トップ、安全統括管理者等経営管理部門関係者に対する全社的な安全管理体制の構築及び改善の取組状況に関するインタビューの実施、文書及び記録の確認を行い、経営トップから現場までの全社的な安全管理体制の構築及び改善の実施状況を確認し、必要に応じ、事業者に対し助言等を行う。

具体的な評価の方法等は、本省大臣官房運輸安全監理官室が作成した「運輸安全マネジメント評価実施要領」及び「運輸安全マネジメント評価実施要領（地方局単独評価）」によるものとする。

- ② 規程等義務付け外事業者に対する評価は、事業者の本社に立ち入り、又は事業者を呼び出し、経営トップ、安全を統括管理する責任者等経営管理部門関係者に対する全社的な安全管理体制の構築及び改善の取組状況に関するインタビューの実施、文書及び記録の確認を行い、経営トップから現場までの全社的な安全管理体制の構築及び改善の実施状況を確認し、必要に応じ、事業者に対し助言等を行う。

具体的な評価の方法等は、本省大臣官房運輸安全監理官室が作成した「運輸安全マネジメント評価実施要領」及び「運輸安全マネジメント評価実施要領（地方局単独評価）」によるものとする。

なお、安全を管理するための規程を定めていない、又は安全を統括管理する責任者を選任していない事業者に対しては、マネジメント評価の際に、それぞれ、安全を管理するための規程の作成又は安全を統括管理する責任者の選任を指導するものとする。

また、(1) ②ハ又はニの事業者に対しては、原則として、それぞれの事故を端緒として実施する監査時等においてフォローアップ監査時にマネジメント評価を実施する旨を事前通告し、フォローアップ監査において改善が確認された事業者については、フォローアップ監査後の時間を利用してマネジメント評価を実施するものとする。

- ③ 貨物自動車運送事業者の評価に当たっては、事業者が下請事業者に対して別添1（規程等義務付け事業者用手引）2. 2（3）、別添2（準大規模事業者用手引）2. 2（3）又は別添3（中小規模事業者用手引）2.（4）に従った取組を行っているかについても、評価の際、確認するものとする。

#### 4. 運輸安全マネジメント制度の一層の浸透・定着について

運輸安全マネジメント制度の効果的・効率的な浸透・定着を図るため、当面、試験的に第三者機関によるマネジメント評価の実施を認める措置を導入する。

##### (1) 認定機関による評価の実施

- ① 次のイからニまでのいずれにも該当すると当職が認める者（以下「認定機関」という。）が行うマネジメント評価は、国土交通省が実施するマネジメント評価と同等に取り扱うものとする。

イ 運輸安全マネジメントに関する十分な知識・経験を有する職員が相当数おり、また、本省大臣官房運輸安全監理官室が実施している「運輸安全マネジメント評価」と同等の内容を含む実施要領を定めている等、マネジメント評価の実施に関する計画がマネジメント評価の適確な実施のため適切なものであること。

ロ マネジメント評価を適確に実施するに足る経理的基礎及び技術的能力があること。

ハ 自動車運送事業についての知見を有していること。

ニ その者又はその者の親会社等が自動車運送事業を営んでいないこと等公正な立場からマネジメント評価を行うことができること。

- ② ①の認定は、マネジメント評価を行おうとする者の申請により行う。

申請の手続は、別添4のとおりとする。

- ③ 認定機関は、事業者に対しマネジメント評価を実施したときは、その結果を当該事業者を管轄する地方運輸局に通知するものとする。

- ④ 認定機関がマネジメント評価を行った規程等義務付け外事業者には、国土交通省は当面、マネジメント評価を行わない等、国土交通省と認定機関が連携してマネジメント評価を推進し、運輸安全マネジメント制度の効果的・効率的な浸透・定着を図るものとする。

- ⑤ 当職が指名する国土交通省職員は、各認定機関が行うマネジメント評価の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該認定機関に対し、マネジメント評価の業務若しくは経理の状況に関し必要な報告を求め、書類その他の物件を調査し、又は関係者に質問することができるものとする。

⑥ ⑤の報告聴取等の結果、認定機関が①イからニまでに該当しないと認めるときは、当職は、①の認定を取り消すことができるものとする。

(2) 運輸安全マネジメントの取組等に対するインセンティブ

地方運輸局は、国土交通省又は認定機関のマネジメント評価を受けた事業者については、マネジメント評価の内容に応じて、長期未監査を理由とする巡回監査及び呼出監査の対象としないことができるものとする。

(3) 運輸安全マネジメント制度に関するセミナー、講習会等の活用

国土交通省は、独立行政法人自動車事故対策機構、民間機関等が実施する運輸安全マネジメントセミナー、講習会等であって、その実施内容が運輸安全マネジメント制度の浸透・定着に有効なものであると認められるものについては、事業者に対し、機会を捉えてこれらセミナー、講習会等の紹介をするとともに、必要に応じ、その積極的な参加を指導するものとする。

## II 事業者による輸送の安全にかかわる情報の公表

### 1. 規程等義務付け事業者の方針等の公表について

規程等義務付け事業者は、次に掲げる情報を、毎事業年度の経過後100日以内に外部に対し公表し、その期間は次年度の公表を行うまでとする。

- ①輸送の安全に関する基本的な方針
- ②輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況
- ③自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）第2条に規定する事故に関する統計（総件数及び類型別の事故件数）
- ④安全管理規程
- ⑤輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置
- ⑥輸送の安全に係る情報の伝達体制その他の組織体制
- ⑦輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況
- ⑧輸送の安全に係る内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置
- ⑨安全統括管理者に係る情報

### 2. 規程等義務付け外事業者の方針等の公表について

(1) 規程等義務付け外事業者は、次に掲げる情報を、毎事業年度の経過後100日以内に外部に対し公表し、その期間は、次年度の公表を行うまでとする。

- ①輸送の安全に関する基本的な方針
- ②輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況
- ③自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計（総件数及び類型別の事故件数）

(2) 規程等義務付け外事業者は、(1)の情報に加え、次に掲げる情報を公表す

ることが望ましい。

- ①輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置
- ②輸送の安全に係る情報の伝達体制その他の組織体制
- ③輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況
- ④輸送の安全に係る内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置

### 3. 事業者の行政処分情報の公表について

旅客自動車運送事業者は、道路運送法第27条第2項（同法第43条第5項において準用する場合を含む。）、第31条又は第40条（同法第43条第5項において準用する場合を含む。）の規定による処分（輸送の安全に係るものに限る。）を、一般貨物自動車運送事業者は、貨物自動車運送事業法第23条（同法第35条第6項において準用する場合を含む。）、第26条又は第33条（同法第35条第6項において準用する場合を含む。）の規定による処分（輸送の安全に係るものに限る。）を受けたときは、次に掲げる内容を遅滞なく公表し、その期間は、当該行政処分を受けた日から3年間を経過する日までとする。

#### ①当該処分の内容

（輸送の安全確保命令、事業改善命令、自動車その他の輸送施設の使用停止処分、事業停止処分）

#### ②当該処分に基づき講じた措置及び講じようとする措置の内容

（改善報告書等）

### 4. 公表方法について

事業者は、可能な限り多くの利用者等が情報を知り得るよう、自社の実状に応じた方法で公表するものとし、具体的な方法として次のような方法が考えられる。

#### （1）場所

①1及び2の情報は、本社及び全営業所

②3の情報は、本社及び当該行政処分を受けた営業所

#### （2）手段

①自社ホームページへの掲載

②報道機関へのプレス発表

③自社広報誌等への掲載

④営業所等利用者が入り出る自社施設における掲示

⑤旅客自動車運送事業者の場合は、事業用車両内における掲示 等

### 附則

1. この通達は、平成21年10月16日から施行する。
2. I 4. の第三者機関によるマネジメント評価のあり方については、平成22年度中にその実施状況や事業の効果等を検証し、必要に応じて、事業内容の見直しを行った上で、本格的な導入について、検討することとする。